

第42回議会運営委員会会議記録

平成29年7月26日

【開催日】 平成29年7月26日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後4時27分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	河崎 平男
委員	石田 清廉	委員	下瀬 俊夫
委員	矢田 松夫		

【委員外議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	清水 保
議事係長	中村 潤之介	議事係書記	原川 寛子

【付議事項】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について
- 2 山陽小野田市空家等対策協議会委員の推薦について
- 3 その他

午後1時30分 開会

大井淳一郎委員長 皆さんこんにちは。ただいまより第42回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、まず付議事項1点目。山陽小野田市議会基本条例の検証についてということでございます。これにつきましては、皆様から評価いただいたものを基に検証結果として案としてまとめさせてもらったものがあります。これにつきましては、事前にメールで送っておりますので、既に会派等の意見を皆さんのほうで調整されてきたかと思えます。1条1条追ってやるというやり方もありますが、時間の関係もありますので、特に皆さんのほうでこの辺はどうかと、こうしたらどうかと言った意見を頂

きたいと思います。これにつきましては、検証案としてまとめましたら、最終的には議会の検証ということにしてまとめたいと思いますので、まずは仮の決定というかそういうものをこの議運でやりたいと思います。それでは皆さんのほうで特にこの辺気になったというところがあれば随時指摘していただければと思います。その際には何条とか何ページとかいうことをちゃんと明示していただければと思います。それでは随時受け付けます。いかがでしょうか。皆さんのほうで意見があれば。

下瀬俊夫委員 幾つかの点であるんですが、一つは第2条。2項で市民参加の機会の拡充に努めるということがどれだけ活動原則になっているかという点です。今回、産建が意見交換会という形で今回の議会報告会を新たな市民の意見聴取の場にしていくということになっているわけですが、一般の委員会の中で、議案審査に当たって市民参加の機会の拡充をどうするかという点で、まだ具体的な方向性がほとんど議論されていないし、どういうふうにしたらいいかという点がなかなか具体的にないというふうに思っている。そこら辺で2条の2項についての具体的な方向性について、もう少しきちんと明確にする必要があるかなというふうに思います。

大井淳一郎委員長 2条の2項については割と抽象化したということになっておりまして、このことをどう具体化していくかということですが、委員会審査における市民参加というのは、例えばよく言われるのが傍聴者の意見を議事録に残すとかそういったことですね。別口に設けて終わった後に。下瀬委員とすればどういったことを想定されていますか。委員会審査における市民参加。

下瀬俊夫委員 だからそのことを聞いているわけで、活動原則として2条にうたっているわけですね。これが、各委員会で議案審査に当たって市民参加の機会の拡充という、どういうふうにしたらそれが可能なのかという、そこら辺の議論がまだほとんどできていないんじゃないかなと思う。

結局、議案審査は基本的に議会だけに任されている専権事項みたいな感じがあって、それは少し違うんじゃないかと。この第2条の2項から言えば、市民の意見が市政に反映できるような多様な市民の意見を把握するという、これがどういう様にしたら具体的になるかという点で、まだほとんど理論らしきものがないというところに、少しこれからどうしたらいいかという点での問題提起も含めて言っているわけです。もう1点は第2条の5項。議会運営は市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うと。これも、この場なんだけど、具体的な議論が本当に市民に分かりやすい議論になっているかという点で、少し検証が要るかと思う。それともう一つは、これは正規の機関ですよ、議会運営委員会は。正規の機関の議会運営委員会の委員長報告を、非正規の全協でやるのかという。これはもともとのよって立つ在り方そのものが違うんじゃないかと。正規の機関の委員長報告をなぜ全協でしなきゃいけないかという、ここら辺についてはどこからも具体的な提起が今までなかったんで、これはこれとしてきちんとしなきゃいけないんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 今言われたことは、以前にもあったことですが、議運の委員長報告をどうするかということで、現在全協でやっておりますが、この全協の位置付けとも関連するところで、これに連動してくるのかと思います。全協でやるべきか本会議でやるのかということについては運用の問題ですので、そうした指摘も踏まえながらこの検証後でも運用の中できちっと考えていかなくてはいけないかなとは思っております。今言われた意見も含めて、皆さんのほうからございますか。取りあえず2条以外で皆さんのほうで意見があれば。

下瀬俊夫委員 第4条ですね。会派としての政策提言というのが、会派の活動そのものについてはいろいろあったんですが、これが政策提言につながっていくかどうかという点で、具体的な方向性が出ていないんじゃないかなと思う。(発言する者あり)それから第5条。全協の位置付けの問題。

これもできれば来期へつながる方向付けをきちんとしたほうがいいんじゃないかと。第6条。委員会ではこれまで自由討議というのをやったことがあるんですが、本会議場での自由討議というのは基本的になかった。これを今後具体的にどうするかという点はきちんと議論しておく必要があるかなと。第11条。一般質問の件。よく聞かれるのが、今回モニターからも意見が出ております、いわゆる窓口質問のことについて、こういう厳しい意見が寄せられているわけですが、以前、一般質問について研修を受けたときに、いろんな心構え、例えば窓口質問のような類いはどうなのかとか、一般質問でありがとうございましたというようなことを言うのがいいのか悪いのかという問題とか。ただ、一般質問そのものについてももう少しきちんとした在り方について、もっと明確にしなければいけないと思う。というのは、前の市長の場合は市長に答弁を求めてもなかなか答弁しなかったという面がある。何で僕らが市長に向かって政策論争をするのかというと、結局、市長の政治的な判断によって政策の変更を迫るといふ場合があり得るわけです。そのことについてきちんと一般質問で議論しないと、部長とか次長に議論しても予算を持ってないでしょ。そういうところに議論を吹っかけてもそれ以上のものは何も出てこないわけです。だから、紙に書いたものを朗読するだけに終わってしまう場合が多分にあって、そういうのは結局、一般質問そのものをおとしめている一番大きな原因となっているのではないかと。いわゆる責任者同士が市長という責任者に向かって議論して、相手の政策変更を迫るといふ、この一番大事な問題が抜けてしまって、現状の報告あるいは説明に終わってしまう。議員がそれで良かれと思ってしまうような状況になってしまうと、一般質問そのものの意味をおとしめてしまうということになるんじゃないかと、大変懸念をします。全部やるの。

大井淳一郎委員長 取りあえず11条まで出てきたので、条ごとにといいわけではないんですが、今出た順番からやっていきましょう。今、2条2号とか2条5号について、このような条文どおりになっているのかというのがありますけれども、委員会審査においてどのように市民参加させる

のかということなのですが、皆さんのほうで何かぴんとくるようなものがありますか。今、傍聴を許しています。そして、資料も配布し情報を共有しております。ただ、傍聴者に意見を求めるとかそういったことはありません。そういうこともあるし、例えば、これはどこもやっているわけではないんだけど、議案審査する前に市民の意見を聞く場を設けるとかありますよね。四日市は議案を出して、あらかじめ市民の意見を聞くというのものもあるし。そういったこともあるのかもしれない。どのようにして委員会の場面でも市民参加を促すことができるかということなのですが、検証結果にも書いてあるように、議会報告会、市民懇談会、市議会モニターという形で、まあ市議会モニターは今からなのですが、市民参加の機会は図ってきている。中身をもっと良くするというのは当然として。機会はあるけれども、そのほかにもということなのですが。

石田清廉委員　ここで言う市民参加の機会ということですが、今現状では、インターネット等でライブ中継をしているということで開かれた形にはなっている。委員会審査という段階を考えると、いわゆる議案が出され委員会が審査している段階で、もし市民が参加として、どういう形で市民が議案審査に参加するのだろうか、できるのだろうか。委員会で審査する段階で、市民と一緒に審査するということを言われているのか分からないけれども。

下瀬俊夫委員　条文の2条2号ってどういう意味なんか、議論するんやったらそこら辺からせんと。これは既に議論されて条文化されている。

石田清廉委員　市民参加って、どの形で参加させるのかというのがちょっと難しいかな。

大井淳一郎委員長　石田委員が言われるように、例えば議案審査の中で議員以外に市民と一緒にというのは余り想定していないと思う。ですから、その議案審査に臨むまでに、あるいは議案うんぬんとは別に議会報告会や

市民懇談会等々を開いて、市民のニーズとかは常に把握しておかなきゃいけないなという意味だとは思いますが、2条2号は。恐らく、議会基本条例を制定したときは委員会審査における市民参加、よく言われる議案審査する前に議会報告会を開いて、その議案についての意見を聞くとか、そういうことは制定時には考えてなかったんですけど。そこまで想定していかなくてはいけないのかということもありますよね。2条2号、市民参加の機会のほう、当然、これから市議会モニターというものを開いて、今日意見も一つ出ておりますけれども、これも含めてどんどんモニターさんから意見は出てくると思いますけれども。下瀬さん、例えばこの委員会審査における市民参加ってどういう形を考えておられる。

下瀬俊夫委員　だから2条2号がなぜできたかということ。僕が関わってこの条文を作ったわけじゃないんでよく分からんけど、基本的にこういう条文が入っているということは、議案審査も含めて、議会の審査そのものが議員の専権事項ではないということなんじゃないかと思う。市民のために委員会審査、議会の審査をやっているわけだから、関係者とか、あるいは関係市民の意見を聴取をする。その上で議決権は、当然、議会にあるわけだから、最終的な議決は議会が行う。その過程で市民のそういう意見聴取の機会をどれだけ作るかというのが、この2条2号の規定じゃないかな。例えば、空家条例について3か月にわたって審査したわけですが、その過程でなぜ市民の意見を聞くような機会がなぜできなかったのかと言われると、この条文の活動原則に即していなかったということになるんじゃないかと。

大井淳一郎委員長　議案審査は、議決権は、当然、議員にあるので市民にはない。その至るまでに市民の意見を聞いておく必要があるということで、2条2号を具体化させるものとして、参考人とか市民じゃないですけど公聴会とかそういうのが後に出てくると思う。そこに具体化されているんじゃないかと。もちろん従来からある議会報告会、市民懇談会とかを含めて。そういうものを聞いて、例えば議案が出されました、その

議案が専門的だからちょっとよく判断できません。そういう場合に、専門的知見を活用すべく参考人制度とか公聴会制度とかを作っていくというのは、ほかの条項には書かれています。そういうのを聞いて、正しい判断をする。その過程で市民とは限らないですけど、第三者的な意見が入ってくるという位置付けだと思うんで、条文を変えるとかいう話にはならないと思うんですけど。いずれにしても委員会審査をする、議案審査をする場合には、これは委員長が委員会の皆の意見を基に判断されるべきことなんですけれども、参考人や公聴会というのは積極的に活用していくべきでしょうね。それは今後、議会基本条例の理念の中でやっていくべきことかと思えます。

下瀬俊夫委員 この2条の2号とか3号にしても、参考人とかそういう機会を、一定の枠にはめた話ではなく、多様な意見を把握するためにそこら辺の機会の拡充をなさいという話になっているよね。そこから得た意見を基にして、政策立案とか政策提言等をなさいというふうになっているわけです。ここら辺をどういうふうに捉えるかという点で、ほとんどの委員会でそういうことは今までやってなかったし、当然、参考人とかを呼んで意見を聞くような機会もほとんど作らんかったし。そういう点で言えば、議会の活動原則そのものがきちんと守られていなかったということなんじゃないんですか。

大井淳一郎委員長 それは各委員会の活動にもつながるし、各委員会に任せているところもあるんですが、これまではどちらかというと市民懇談会にしても受け手の側だったけれども、これからは委員会のほうが出ていくということも考えていかなくてはいけないというのは、多分この後の市民懇談会のところでも出てくるとは思うんですけど。そういった御指摘は御指摘として、私も含めて反省すべき点ではあると思うし、それは検証というかそういったところはしっかり真摯に受け止めていかなくてはいけないと思います。

下瀬俊夫委員 今日では執行部側が事務局なんで、意見交換を是非しながら。どうということが可能なんかというのは、少し具体的な問題は分かりますか。

中村議会事務局長 基本的には活動原則ですから、こういった姿勢でやっていきましょうというところで、その後、具体的にどうことをやるのかというのが次以下の条で規定されているのかなということを考えますと、先ほど委員長が言われたとおり、今のところにつきましては制度としては、21条公聴会及び参考人制度の活用なり、22条附属機関の設置であるとか、20条請願者もそうですし、23条意見箱の設置、19条もですね、そういったところが市民の参画をということで、当初設定されたのではないかと思います。おっしゃられるとおり、議会の活動原則の市民参加の機会の拡充に努めることということが、今期実現できたかというところはまだ不十分だったのかなという評価にもなるかなと思います。

大井淳一郎委員長 検証ということで、今局長が言われたとおり、私たちもそういった現状を真摯に受け止めて、今後どのようにしていくかというか今後しっかりとやっていかななくてはいけないというのは事実だろうと思います。

下瀬俊夫委員 この21条の件、公聴会、参考人制度。これ、多分イメージが湧かないんだと思う。どういう場合にこういう公聴会とか参考人制度を活用したらいいのかという、そこら辺が具体的なイメージがないと、やろうってなかなかできん。

大井淳一郎委員長 参考人制度を活用したというのは、どういう場面でしたか。

清水議会事務局次長 参考人については、民生福祉常任委員会で火葬場の件について、業者を呼ばれてされたことがあると思います。公聴会は、あくまでも市民を対象にしたところだと思います。そういう活用はありました。

矢田松夫委員 議員定数のとき、公聴会及び参考人制度を十分に活用してとあったが、結局できてなかった。あり方特別委員会で22人に決めたときに、本来それを活用してとあったがしていなかった。

清水議会事務局次長 専門的知見については、先生からいろいろお聞きしたことはありますが、参考人と公聴会制度そのものについては使っていないというところはありません。

大井淳一郎委員長 言われるとおり、参考人は火葬場のことで呼んだ。公聴会はないです。今後の対応で公聴会の必要性、活用場面について検討するというのは、21条の各論の中で、確かに僕もイメージが付かない。議案がすごい専門的なもので、議員だけの力だけではどうしようもないという場合に呼ぶもんだと思う。私も含めて、議員がこの公聴会をもっと積極的に活用すべきではなかったかと。そういうのをしないまま、決して十分なものがないままということはあるかもしれません。だから、今後の対応にもありますけど、必要性、活用場面について検討していかななくてはいけないと思っております。

石田清廉委員 取りあえず最初の2条の項です。この活動原則というのは、こうだという結論を今出すというのはちょっと難しいんであって、活動原則として方向性をこれらうたっているわけですよ、こういう考え方でやらなきゃいけないと。これはこれで意味があるわけで、じゃ、これをどういう形でちゃんとやっているかというのが、市民参加の機会の充実とか評価の理由で書かれていますよね。この辺を充実していくということで、よりどうすれば市民懇談会がもっと効果的に充実できるかという、その辺りを今後の課題として取り組めばいいわけですよ。だから、今2条の今までの文章をどうするかということは、ちょっと結論は出す必要がないというか、評価のほうでどこを重点的に今後評価を強めていくかということですよ。その中で、ちょっと思うんですけど、会派でも

出たんですけど、下の今後の対応と書いている。政策提言などに向けたサイクルを確立する必要があると。これは言葉上分かってはいいんですけど、この政策提言に向けたサイクルを確立という言葉が、具体的にどんなふうに考えていいのかわからない。言葉の意味が分かってはいいんですけど、これについてはまた専門的に考えなければ。例えばあり方特別委員会でやるとか、とかじゃないかと思うんですけど。だから、2条の今までの部分をどう変えればいいのかという具体的な意見はまとまらないんじゃないんですか。

大井淳一郎委員長 今日目的は条文改正というのは必要があればするんですけども、その条文どおりに守られているかというのを考えたときに、今、下瀬委員とかが言われたように十分でない。

石田清廉委員 今私ところの意見としては、市民参加の機会の充実というところが重点的であろうというふうに意見は出ました。

大井淳一郎委員長 政策形成サイクルについては、あり方の中で検討されていることだし、また、この後に出てくる条文の中でも、いかに政策形成サイクルを構築していくのかということは検討していかなくてはいけないと思っております。先ほど下瀬委員から出された議運の委員長報告の件ですが、全協の位置付け等を検討する中で考えていくべきことだと思いますので、取りあえず2条は以上とします。（「いやいや、ちょっと」と呼ぶ者あり）

下瀬俊夫委員 まず、今の仕組みそのものがおかしいんだという認識があるかどうかです。正規の委員会の委員長報告を、非正規の全協でやっているという。（「議運」と呼ぶ者あり）ええ。これ、そのものがおかしいでしょ。まず、これがおかしいんだということをきちんとしないと、ある意味じゃ先に進めないんじゃないかと思うんです。何でこれを今までずっとこんな不正常的な状況が続いてきたのかというのを問題にしているわけ

です。おかしいでしょ。正規の委員会の委員長報告を全く非正規の非公開の場でやっているという、このこと自体がおかしいでしょ。

大井淳一郎委員長 これまでの慣例といえばそれまでですけど。(「いやいや、これまでのことを言っているわけです」と呼ぶ者あり)ただ、今は議運の状況も含めて、既にインターネット中継されています。そこで、出された決定を議運決定事項として全協で発表しているんですよ。だから、同じことを正規の機関としてやるというのもちょっと考えていかななくては行けません。ポイントは二つあると思う。議運の委員長報告を全協でやるべきなのか、本会議でやるべきかという点と、全協でやるとして今は非正規という法的協議の場ではないので、全協の位置付けをどうしていくかということとはまた別の議論としてあると思う。だから、今全協がそういう機関だから、そういうところでやるのはおかしいというのが、下瀬委員が言われたことだと思うんですが、いかがですか。

下瀬俊夫委員 結局、手続的にどうなっているかと言ったら、議会運営委員会の委員長報告を全協でやって皆さんが了解したという手続を取っているわけです。まず、これが基本的な手続論して間違っていると。正規の機関の委員長報告をなぜ非正規の場でしなきゃいけないのか。そして、全員が了承しましたって、これにどんな意味があるんかという。まず、こら辺のことをきちんとしないと、全協を正規の機関にすれば済むことだという話とはちょっと違う話です。今までやってきたことそのものが手続論として間違っていると思っている。これをまずきちんと明確にしてほしい。

大井淳一郎委員長 今の手続論が間違っているかどうかというのもなかなか難しいですけど。

石田清廉委員 議会運営委員会とその他の常任委員会、性格的なものは明らかに違うものがあると思う、取り扱う内容が。常任委員会はそれぞれ所管

の議案についてやりますから、当然、本会議で報告するのが当たり前のことで。議運の場合は、いわゆる議会全体の運営について、皆さんに了承してもらおうという格好で、今は全協で報告してもらって、一応対外的にはともかくとして議員全員が共通理解するという意味で、全協の報告は当然の形であろうと思う。ですから、下瀬委員が今おっしゃったように全協をきちっとした法的位置付けのあるものにすれば、その辺の疑問点というかそれは今までどおりのやり方で、全協そのものが確立されればいいんじゃないかというふうに思いますけども。いかがですか。

大井淳一郎委員長 最終的にはそのような結論になればいいのかなと思うんですけど、下瀬委員が言いたいのは今の状況が決して正常じゃなかったということです。正常でないからこそ全協の位置付けをどうしようかという議論を、私が議運の委員長になる前からあるわけですから、それは決して正常ではなかったということで、それはそれでそのとおりだと思う。

下瀬俊夫委員 石田さんが言われた。仕方ないんだという話をされましたよね。なぜなら、議会運営委員会はほかの常任委員会と違うんだと。何が違うんですか。それをはっきりしてください。ほかの常任委員会とどこがどう違うのか。

石田清廉委員 本会議で報告するというのは、各それぞれの常任委員会の所管事項について、委員会審査のことについて報告するのが当たり前の委員長報告であろうと思います。それじゃ、本会議で議運の議運決定事項を報告するということになると、全協で報告する意味は全くなくなる。全協の必要性が、議運としての報告義務は全くなくなります。常任委員会の決定事項の報告と議運の決定事項の報告というのは内容的にも性格的にも違うんじゃないのかなと理解している。それを、同じものにしてしまうと下瀬さんが言われるようなことが問題としてあるかも分かりません。

下瀬俊夫委員 議会運営委員会の審議決定事項とほかの常任委員会の審議決定事項とどこが違うんですかと言っているわけ。中身の問題が違うのは当たり前。だけど、正規の委員会は確かじゃないですか。正規の委員会がやられたその結論を、何で非正規の場でしなきゃいけないのかという、そのことをきちっと、これをしようがないんだというのではもう済ませちゃいけないんじゃないのかと言っている。

石田清廉委員 だから、問題になっている全協の位置付けをちゃんとしようじゃないかと。そこで議運の決定事項を報告すれば、問題は解決する、今下瀬さんが指摘されたことは解決するんじゃないかと思えますけど。

下瀬俊夫委員 山陽の議会的时候は、議会運営委員会の決定事項は本会議できちっと報告をして了解事項であった。本会議の報告事項であった。本会議の場で、いわゆる委員長報告を決定された。そういう手続を踏んでいる議会があった。うちはなぜ正規の委員会の審議決定事項を非正規の場でしなきゃいけないのかという話をしているわけだから。なぜ本会議でしちやいけんのかという、やり方はいろいろあるんだけど、旧山陽の場合は本会議でやっていましたと言っている。

大井淳一郎委員長 僕は山陽町のことはよく分からないんですけど、それは、議会を開会した後に、議運の委員長呼んでというか、議長が会を開くじゃないですか。（「本会議の場で委員長報告をやりよった」と呼ぶ者あり）議長が普通に開きます。その後に、議運の委員長が出てくる。

下瀬俊夫委員 会期日程とか、そこら辺のことは全て本会議で報告して、本会議で決定されて、それから入るわけです。

大井淳一郎委員長 そうじゃなくて、本会議場でやるのはやるんだけど、議運の委員長がやって、これは全員協議会という場で。

下瀬俊夫委員 いやいや、本会議の場でやる。

大井淳一郎委員長 全協というものを本会議場でやる。

下瀬俊夫委員 全協は別にある。

大井淳一郎委員長 そういうやり方もあるし、全協の位置付けを明確にした上で全協というところでやるというやり方はある。

下瀬俊夫委員 うちの場合は議事日程が提案されていて、あらかじめそれは了解済みだということで、それを前提として議事運営される。旧山陽の場合は開会宣言した後、直ちに議運の委員長報告をやって、そこで会期日程が決定されて、それから議事に入っていくという仕組み。

大井淳一郎委員長 あらかじめ全協でやれば本会議冒頭は決定された会期に従って進んでいくけど、旧山陽のやり方だと、冒頭に議運の委員長。それは反対する人もいたでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）いずれにしても下瀬委員が言いたいのは、本会議上でやるべきだという意見もあるけれども、正規の委員会で決まったことを非正規の全協でやるのはどうかということだから、やり方とすれば本会議上でやるのか正規の委員会となった全員協議会の中でやるのかということ、どっちかにはしないといけないとは思うんだけど、非正規のままでするのは良くないということとは認識した上で、どういうふうな場面でやるかということは、また改選までに詰めていきましょう。

下瀬俊夫委員 僕がなぜこのことを言うかということ、手続的におかしいじゃないかというのであれば、直ちに全協を正規の機関にすればいいだけのことだから、来期にとって言う必要ないじゃないか。そういう話です。

大井淳一郎委員長 9月議会もありますから、一応。それに向けて。全協の位

置付けについてはやらないといけないから。そういうことで失礼いたしました。9月議会でできるのであれば、できる限りやっていきたいと思えます。次行きましょう。4条です。会派として政策提言につながるような調査、研究を行うということなんですけれども、会派がそれぞれ先進地に視察に行って、視察報告をされます。それも全協なんでどうかということもあるんですけれども、そのほかに議会だよりも載せてあります。そうした調査・研究したものを政策提言に生かしているかというのは、政策提言を会派がやるかどうかというのは、いまいちびんとこないところもあるんですが、こういった意見があったからこういった対応として出てきたんでしょう。もうちょっと政策集団として会派は居続けるべきではないかという意見から、このようなものがあつたんでしょう。

下瀬俊夫委員 例えば、先般の県議会の中で、ある議案を巡って会派で意見が分かれたということで、いわゆる会派の意見調整に合わなかった議員が会派から排除されるという事態になりました。うちの議会の会派がどういふ会派を目指しているのかって、この4条見ただけではよく分からないんだけど、しかし、基本的に政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するとなっています。ところが、往々にして賛否が分かれるような場合がうちの議会でもある。会派という取扱いについて、どういふふうを考えるかというのもこの条文の中には、かなり一定の枠をはめている面があるような気がする。そこら辺で言えば、今の会派の結成の仕方がかなり柔軟すぎている面があるのかなという感じがする。

大井淳一朗委員長 確かに、以前はうちの会派でも議案によっては分かれることもあつたし、皆さんもそうだったかもしれません。ただ、同一の理念だつて議案を全部一致させなければいけないという意味ではないので、意見は分かれることはあるかもしれませんが、他の議会では結構、会派ごとの賛否の公開というのがあるぐらいで、会派で意見は一致している。基本的には会派で割れることはないということがあるので、うちは会派としての賛否の公開とかできないのは、会派でバラバラになることが

往々にしてあるということなんだけど。バラバラという言い方はちょっと良くないけれども、それは前提として会派の者同士が議論に議論を重ねた上で、やむなく分かれることってあると思うので。下瀬さんは、会派というものは、議案は全部一緒にすべき、賛否は一緒にすべきだという意味で言うてはおられないと思うんです。

下瀬俊夫委員 県議会の場合は、会派の規則というよりも議会運営上の立場でおかしいじゃないかというんで、多分、会派を外されたんじゃないかと。だから、同じ会派で賛否が違ったらいけないと、議会運営上の問題でおかしいじゃないかということが問題になったと思います。だから、会派そのもので意見が分かれてどうのこうのという話じゃなしに、今の話はちょっと違うんかなと。

石田清廉委員 今後の対応の中で、会派として政策提言につながるようにと。会派というのはそれぞれ委員会に最低それぞれおるわけですから、会派で視察した重点調査研究項目については、これを委員会へつなぎ、その調査結果を生かす方向へ持っていかなければ、会派だけで取り扱うとなかなか政策提言とはいえ、全協で報告はありますが、議会だよりも載せていくんですけれども、その後が生かされていないというのが非常に気掛かりです。ですから、会派とはいえ重点課題について調査に行っているわけですから、所管事項に一致する部分は委員会につないでいくという方向性はしっかりしていくというものを今後に残していただきたい。

大井淳一郎委員長 政策面、いろいろあるんですけども、議会報告会の市民の意見とかもあるし、会派で先進地に行って得られた成果をどうするかということもあります。だから、会派で出された調査・研究の成果は、今の所は全協ではやっている。議会だよりでは原稿として上がっている。これはまだなんですけれども、会派ごとの視察報告書というのは、これをアップするかどうかというのは、いずれの話にも出てくるだろうし。問題はその後です。私たちは、うちの会派も含めて、これは議会全体の

問題として発展させなきゃいけないと考えたときに、もうちょっと政策討論会とかのツールを生かせば良かったかなと思う。政策討論会の要綱とかを見ると、会派とか辺りから意見を出してもらって、議会全体でもむということになります。最終的に議会政策提言につながるような形があるのかなと思う。会派がそのような政策提言を出せる機関になるためには、各々の議員の研さんは必要だと思う。条文との関係では特に変えるようなことはないと思うんですけどね。さっき議会運営上、議案は合わせるとか合わせないとかあったけれども、県議会は県議会のルールがあるんで、どうこう言える立場ではないんですが、うちの議会として同一の理念を共有する議員で結成するということが。

石田清廉委員 私も今発言しましたが、じゃあどうするかという具体的な方法がよく分からない。少なくとも自分の委員会に帰ったときに、調査した所管事項については、自分の委員会に報告すべきだという流れを作っておいたほうがいいんじゃないか。条文を変える必要はないと思います。

大井淳一郎委員長 次行きましょう。第5条、全協です。さっきから話が出ている全協を公の機関とすることを前提として、その在り方について検討するという事なんですが、全協を公の機関とするについて、必要なことというのは事務局のほうである程度整理されていると思うんですが、どのようなことが考えられますか。会議規則の改正とかでしょうか。

中村議会事務局長 会議規則の改正が必要となります。この位置付けでございますけど、地方自治法の改正によりまして、100条の中に、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整をするための場を設けることができる、と。この条文をよりどころにして全員協議会が会議規則でうたうことによって、正式の機関としておるというところが一般的な考え方でございます。本市の場合、御指摘のとおりまだそれをやっておられません。ですから全員協議会がまるで宙ぶらりんの、何の位置付けなのかというものがない状況になっておりま

すので、これはやはり会議の公開の原則等と照らし合わせても、適切な状況ではないというふうに思っております。ですから、これは是非とも正式な機関にする方向で検討をされてはどうかという思いはございます。

大井淳一郎委員長　今言われたように、会議規則の改正が必要だということなんです。これについては以前から皆さんのほうでもある程度一致いただいている件ではありますので、その方向に向けて決定はしたいとは思いますが、問題は全員協議会を公の機関とするとして、今の全員協議会でやられている報告事項がそのままスライドというか、例えば事故報告とかその辺もそのまま公開の場でやってもいいのかっていうこともあるんで、ちょっとそこも含めて。

下瀬俊夫委員　事故報告とかそういうのは文書報告でいいと思います。だからペーパーでやっておけば済む話だから。やっぱり全協をどういうふうな場にするかというのは少し研究するにしても、多分、来期、例えば議長の問題とか、そこら辺のことについてどっかで協議しなければいけないわけですから、それはある意味ではきちんと公開の場でやるべきだと思います。そういう点で言えば、執行部内の事故報告等いろんな問題、例えば裁判の提起という問題にしても、それはもうペーパーでいいんじゃないかと思う。

大井淳一郎委員長　あと、全協で言われることでよくあるのが予算とかパブリックコメントに出すうんぬんとかいうのが事前に報告されますが、これも全員協議会でやっていたけど、これをどうするかということもあります。さっきの会派の視察報告もあるし、議長の所信表明というのが全員協議会でやっています。これをどうするのかということにも全部つながっていきます。今日は議運とすれば公の機関とすることに向けてやっていくということを決めた上で、具体的にどのような中身を全員協議会の中でやるかということについては、少し詰めた上で実施していきたいと思います。それでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それで

いきたいと思います。あと、本会議での自由討議については、これは今までなされていなかったですけれども、例えば本会議でどういう場面で自由討議をすべきかということも一つあります。そもそも自由討議そのものが単なる討論と変わらないじゃないかと、意見表明とか。根本的な問題にもつながるので、これも含めて検討していければと思います。

下瀬俊夫委員 第6条、ここは僕ら受け止め方が条文とは非常に違っていると思う。というのは、議会は議員相互間の自由討議を中心に運営しますとなっている。それを中心に運営になってないでしょ。(笑声) ちょっとこの条文と位置付けが若干違う。もう少し第6条の条文の中身を僕らがもっときちんと受け止めないと、具体的な審査には進んでいかないんじゃないかなという感じがする。

大井淳一郎委員長 二つの方向性があると思う。現状に合わせて条文を別の形にするかという。(発言する者あり) 他市では、中心にではなくてどういうふうに行っているところがあったかな。なかなか中心に運営というのは、結局、議案が全て自由討議すべきものかというところではない。税条例を自由討議しても仕方がないですから。

中村議会事務局長 参考にこの基本条例を作ったときの解説を読ませていただきますと、第6条自由討議の保障というところの解説ですが、議案や請願及び陳情等の審議の際はもちろんのこと、それ以外の所管事務調査事項や懸案事項についても、議員間で十分な議論を行わなければならないことを定めています、という解説がございます。ですから、やはり議会というところは議論する場であるという認識は持ってやるということが基本的な考え方で、この条文が加えられたものと思っております。

下瀬俊夫委員 確かに今言われたように、議論の場だから、当然、議員間同士の議論というのは必要です。さっき委員長も言ったように、自由討議が往々にして討論の場になってしまっているという、ある意味初歩的な問

題点だろうと。だから、第6条に沿って検証すると、多分、自由討議の初歩的な段階にしか至っていないんじゃないか。議員というのはいろんな党派、あるいは地域、立場が違うわけですから、そういう党派、立場、いろんな考え方の議員がいて、その議員がお互いに議論を出しながら、ある意味じゃ最大公約数でまとまっていく、一定の方向に収れんしていくというのが議論の方向性だろうと思っているんで、それが地方議会の在り方じゃないかと。それを多分、第6条ではかなり言っているんだろうと。ただ、僕らがそれをどれだけ理解しているかということ、なかなかそうっていない現実があるんで。この問題は、今度の5日の研修で、江藤先生なんか第二段階と言っている方向性とかなり合致する問題があるんじゃないかと思っている。そこら辺の意見も聞きながら深めていかないと、なかなかこの立場に立ち切るかということ難しい感じがします。

清水議会事務局次長 他市の検討をされている例を見ますと、最初はやはり、中心としたというところで、うちと同じような条例を作っておったんですが、なかなか中心とした運営というのは、実際の委員会運営の中では難しいというところもあって、自由討議を重視した運営に努めるというように変えておられるところもございます。

大井淳一郎委員長 条文を現実近づけるということもありますけどね。(発言する者あり) 僕も、他市から視察に来られるときに、ここの説明が1番難しいなと思うんです。討議と討論って違うでしょ。今、いろいろな方が言われた意見を参考にするとか共通認識とすれば、自由討議をどうしていくかということは考えていかなければいけないと思います。それでは、下瀬委員のほうから指摘された点で、11条です。これは市議会モニターの方からも意見が出ていることも関連するのかもしれませんが、いわゆる窓口質問というか、これも含めて一般質問の在り方について、一般質問をどのように活性化していくかということです。条文第11条に書かれているように、特に第2項ですね、一般質問は行財政全般にわたって市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿

勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければなりませんとなっているんですが、現状はそうではない、それではいけないということで、以前は一般質問の在り方という文書を皆さんにお配りしたし、昨年には龍谷大学の教授を呼んで質問力研修をしました。なかなか私も含めてうまくいっていないというのが現状です。これをどのように活性化させるかということなんですが、皆さんのほうでその辺はどのようにしていくべきかということは、問題意識というのはございますか。下瀬さんはさっき言われたんで。なかなか難しいですね。窓口質問ですね、よく言われる公開された数字を聞くだけとか、つまりその辺の課の窓口で言うのと同じような質問を本会議ですべきではないということによく言われるところではあるんですが。（「この評価は事務局がしたもの」と呼ぶ者あり）

清水議会事務局次長 これは基本的に皆さん方が1年ぐらい前にここで出されました。それをある程度集約したのがこの評価です。

大井淳一郎委員長 中で客観性のあるものをピックアップしたということです。

石田清廉委員 いわゆる3点目の一般質問の論点と回答は、ホームページで公開しているが、掲載していない議員もいるというのは、これはどういうことですか。どういうふうに理解。

清水議会事務局次長 ここに書いてあるとおりに読んでいただいたらと思います。

大井淳一郎委員長 既に議員でない方もいらっしゃいます。これは11条3項ね。

石田清廉委員 いわゆるその下の今後の対応で、執行部の対応、検証方法について、今まで過去に何点か執行部からの回答がありましたけれども、その後、一般質問についての回答がないです。この辺りは今後どうするの

か。検討すると書いてありますが、どんなふうに。これを協議しないと
いけない。どうなんですかね。

大井淳一郎委員長 以前、今議員じゃないですけど、ある方の一般質問を契機
に出されたことで、一般質問後のその後の執行部の、あその質問はこ
のように検討しておりますという状況が分かるものがペーパーで来てい
ました。それがいつの間になくなったという件なんですけれども。そ
ういうものがあつたほうがいいんじゃないかというのはあるかもしれま
せんし。

下瀬俊夫委員 一般質問を受けて、執行部の対応についてどうなんかというこ
となんです、実はこれ、執行部だけじゃなしに議会側も言えるんです。
一般質問で提起するのは、ただ単に議員が個人で言っている場合だけじ
ゃないわけでしょ。いろんな市民の意見を反映して議会が質問するわけ
ですから、そこで提起された問題を議員個人の提起だというふうな受け
止め方が一般的にある。そうじゃなしに大事な提起なんで、例えば委員
会としてどうフォローするかとかというのも議会として必要じゃないか
と思う。ただ単に執行側の対応だけじゃなしに、議会としてそういう一
般質問で提起されることをどうフォローしていくかという、この立場も
要るんじゃないか。今後の対応として。

大井淳一郎委員長 今言われたことは、以前、土山先生からも御指摘のあつた、
その後の一般質問を委員会等で議会全体の問題として取り上げていくべ
きではないかということなんです。今言われた土山先生の指摘にもあ
りましたことでもありますし。下瀬委員が言われたことも今後の対応に
含めていくということによろしいですか。そこはそのようにしていきたい
と思います。一般質問の活性化ですが、僕自身が偉そうに言える立場
ではないので、なかなかねえ。どっちにしても研修を重ねていかなけれ
ばいけないと思うし、また江藤先生にも御意見を聞こうかな。そういう
こともあります。この一般質問の活性化、在り方ですね、これはちよっ

とモニターさんからも意見が出ていますので、そういった意見も参考にしながら検討していきたいと思います。

下瀬俊夫委員 今度、県の議員研修会に元鳥取県知事の片山さんをお呼びして来ますよね。片山さんが以前からずっと言っていたのは、県知事時代にヒアリングはやらない。本会議場でちょうちょうはっしやろうじゃないか、もう猿芝居はやめましょうと彼はずっと提起している。そのことが今度の講演会のテーマかどうか分からないが、彼は持論としてずっと言っている。いわゆる傍聴者から見ても全く面白くもなんともない。紙を読むだけという、こういうことはもう本当にやめようじゃないかという提起をした。そういう点で、実はうちにもそういう議員さんがいて、これは皆知っているのにこれはおかしいって誰も言わないわけです。やっぱりとてもじゃないけど一般質問じゃないじゃないかというようなことについて、これが議会の中でどこにも問題にならないという。せっかくこういう格好で一般質問はこうあるべきですよって言っているのに、それが堂々とまかり通っている現実があるわけでしょ。こういうのをどっかできちんとしなきゃいけないと思う。皆知っていて誰も言わないという。

大井淳一郎委員長 以前、土山先生が言われていたマッチポンプですね。ちょうちょうはっしでやると、なかなかかみ合わなかったり、結構、真剣勝負っていうのは良さげに見えるけど、厳しいところもあるので聞き取りをしていますよね。その代わり答弁書は出さないという取扱いをやっていきますけど。個人的な分については別の場で協議しましょう。いずれにしても下瀬委員が言われた、例の委員会でこの一般質問のテーマを委員会にも持ち帰ってやるべきではないかということについては、今後の対応に加えていきたいと思います。（「どこまでやる」と呼ぶ者あり）そうですね。今日、全部無理でしょうね。ここで切りますか。もうちょっと行きますか。17条ぐらいやりますか。じゃ、17条、8ページまで。

下瀬俊夫委員 1点あるのは、質疑の件。質問と質疑は違うんだと書いていま

す、今後明確にするとなっていますが。これどういうふうに明確にするんかというのがあるんですが。もう一つは、質疑の回数制限があります。これをどういうふうに考えたらいいかというのを、少し議論をお願いしたらと思います。

大井淳一郎委員長 明確にするというなら、端的に言えば自分の意見を差し挟まないということです。本当は質問も差し挟まないんですけども、質疑なら特に自分の意見だけを言って質疑するという人はいらっしゃいますけど、そういうのは明確にした上できちっと分ける。これは以前からも議員必携に基づいて説明したところではあるんですが、十分に守られていないというところがあります。これはもう明確にした上で、粘り強く言っていくしかないでしょう。回数制限については3回となっております。この3回をどう見るかということなんですが、1点は2点は3点という、これを1回にするかということもありますし、もう1個気になるのは、3回という制限というのを一般市民は当然知らないわけです。その代わり、3回目質問をしたときに全然かみ合わなかったときでも、やめるじゃないですか。市民から見たら、何だあの議員は、中途半端で終わりやがったって。これは結構あるにはある。（「これはある意味では議長の裁量権」と呼ぶ者あり）そうなんですけど。（発言する者あり）いや、でも3回という制限は議長も分かって、それをね。

中村議会事務局長 今、3回が出ましたけど、これは会議規則に質疑の回数というのがありまして、質疑は同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。ということがありますので、確かに議長の裁量権ではあります。

大井淳一郎委員長 だから、認めたことがあるのは、全然かみ合わんやったときに、議長がもう1回やれって言ったことは多分ありますけどね。いずれにしても、議会人としてちゃんとしておかないといけないのは、質疑なのに自分の意見を差し挟むようなことはしないということです。これ

を明確にしておくということです。回数制限なんですけど、やはり議案審査、なぜこれをやるかというところ、そこで議案の賛否をどうこうするのはなくて、委員会審査の中で問題点を明らかにすることに主眼があるので、回数制限はそのままにしたほうがいいのかなどは思います。1点目は2点目はということについては、ちょっと100点目はとかになるといけんけども、合理的な範囲でその辺は議長采配にも任せたいと思います。どうぞ、ほかの件も。

石田清廉委員　ちょっと聞かせてください。委員長報告のことなんですけども、委員長報告について、必ずしも100%執行部の回答と一致していない委員長報告がある場合があると私は思っています。そういう場合、執行部のほうの表情を見ていたら分かるんですよ。こう首を振ったりなんかして。そういう場合、執行部の発言権はここではないわけよね。（「いや、あります」と呼ぶ者あり）やっていいわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今まで委員長報告に対してほとんどないですよ。その間違っただけの格好のままが公開されていますから、もし明らかに違うんだったら、執行部もきちっと手を挙げてやるべきじゃないかと思うんですけど。これはどうなんですかね。

大井淳一郎委員長　14条の3項ですかね、委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合には、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとするということで、運用上は多分一度ぐらいしか見たことない。これは委員長がちゃんとした答弁をするというのが前提なんですけど、それ以外にも14条3項を執行部側にも誤った情報が出るのはよくないということで、14条3項のほうを執行部のほうにもちゃんと伝えて、余りやり過ぎて一字一句してはいけないけれども、必要に応じて訂正を求めることができますよということとはちゃんと伝えるべきだと思います。

下瀬俊夫委員　15条で、最近、委員会の審査状況の客観的な報告ではなしに、委員長の主観的な心情を述べた事例が目立ってきたんで、これはどの程

度まで認められるわけでしょうか。

大井淳一郎委員長 基本的に、委員長の心情というのは駄目です。これについては、いろいろ過去にもありましたけれども、何て言うかな、少なくとも委員長報告概要を出す前に、ちゃんと書記とその辺を照らし合わせて表に出せるものにするということが大前提にあらうかと思います。ですから、委員長がつい書いて出すというのだけではなくて、書記とちゃんと調整して数字の誤りとかもあるから、その辺はちゃんと今後も委員長に向けても周知していくことだと思います、委員長報告概要については。

下瀬俊夫委員 委員長報告概要にも載っているもんね。

大井淳一郎委員長 今後はそのようなことがないように、以前そういう指摘がありました。私からも言いましたし、また今の委員長もそうだし、改選後の委員長にもそのようなことはちゃんとしていかななくてはいけない。いずれにしてもちゃんと書記のチェックをしていただくということやっていきたいと思います。よろしいですか。じゃ、17条、これはよく意味が分からなかったと思いますが、議会によるサマーレビューということ。これは以前あった事業評価委員会をすべきではないかということです。何が言いたいかというと、今までは事業評価というのは決算審査の中でやっていたので、前年度の事業を評価していたんです。そうではなくて、執行がよくやっているサマーレビューとかオータムレビューとか、夏に今年度の事業の進捗状況についてやるというのを議会のほうから、今年度の事業はどうなってるのかという形でやるという意味で書いてあります。サマーじゃなくてもオータムでもいいと思うし。結局、これは、次年度の予算の範囲の意味があるので、秋だと決算ともつながるし、冬だと遅いのでサマーかなと思っただけで書いてありますんで、こういうことも今後検討していく必要があるのかなということを書いてただけですので。横文字なんでちょっとどうかなと思って、すいません。

下瀬俊夫委員 16条の賛否の理由の公開ってのは、技術的に難しいですか。
議会だよりの。

大井淳一郎委員長 議会だよりで、今回も3ページぐらいに書いてありますけども、一応賛成討論反対討論ということで理由の公開という形にはなっていますけども。他市を見ると、ホームページで賛成した理由、反対した理由ということが書いてあります、賛否だけじゃなくて。これを全員に強制的にやるのか必要に応じて賛否の理由を載せたいという人がやるのかということについては、運用がいろいろあるかと思います。反対だけ載せる場合もあるし、賛成反対両方載せるという場合もあります。この賛否の理由の公開というのも、今後議会だよりで討論として載っていますけども、それのみならずホームページ等で載せていく必要があるんじゃないかということで、ここに載っていると思います。

下瀬俊夫委員 基本的に賛否の理由の公開となると、広報広聴の所管になるんですか。これから検討していこうということになると。

大井淳一郎委員長 いや、広報広聴というかここだと思います。そしてやるとして運用とすれば賛否の例の○×以外に理由を書かせる。その代わり、何行以内になって決めておかないといけないでしょうね。余り長くてもいけないし。(「今、ホームページに載せてると思うけど、○×は。載せてない」と呼ぶ者あり)

原川議会事務局書記 全ての議案について、賛否は○×はホームページで公開しています。

石田清廉委員 いわゆる個人的な立場で言うてはいけんかもしれんが、監査という立場常々思うんですけど、これは広報の役目かも分からんが、監査委員というのは全部賛否から外されています。その一般市民から指摘を受ける場合がある。何であんた賛否をしていないんだということがある。

賛成も反対もないじゃないかと。監査委員はという説明をしないといけない。説明文が書いてあるといえは書いてある、小さい字でちょろっとね。ほとんど目立たない。これはそういう立場でできないということは明らかにしていただきたい。そうしないと、今後誰が監査になってもお前何も返事しないんじゃないというふうなことが言われますんで。長谷川さんがおるまでに言おうと思っていたんですけど、帰っちゃったから、よう伝えておいてください。

大井淳一郎委員長 決算だと思うんです。当然、監査委員が入っちゃいけないんで。それは書いてたかな。

中村議会事務局長 すいません。どうしても議会だより、紙ベースになりますと、紙面の都合がありますので、その辺りは御理解いただきたいというふうには思っております。必ず、明記はしておりますので御理解いただきたい。（「こっちは理解しているんですけど、読むほうが理解していない」と呼ぶ者あり）そうですね。さっきの賛否の理由のところですけど、議会だよりになりますと紙面の制約がございますので難しいところがあるんですが、ホームページでいいよということであれば、全く紙面制限がございませんので、賛否の理由も載せるべきだという結論になりましたら、可能であろうというふうに思っております。

大井淳一郎委員長 では、9月議会から賛否の理由の公開というか賛否の理由も皆さんのほうで書いていただく。書く書かないは任意にしましょうか。それか強制で。

清水議会事務局次長 これは議会基本条例の検証の中での案件ということでもありますので、今後については公開について検討するということで、議会運営委員会で前向きに検討するという結論を出していただけたら、後は、やはり広報活動ですから最終的にはどういう方法でやるかというのは、広報広聴特別委員会の中で決めてもらったほうがいいのかなという

ふうに思っております。

大井淳一郎委員長 分かりました。議運とすればこれはそのような形で進めていくということで、最終的なものは広報にやってもらいましょう。では、8ページまで進んだということで、また続きは後日します。2番目の山陽小野田市空家等対策協議会の委員の推薦についてということでございます。これはお手元にあります空家等対策協議会、今やってるとかやってないとか聞いたんだけど、そういうのがあるみたいなんです、この委員の中に議員も入ってくれという依頼が市長名で出されております。このような形となっております。ちなみに、特措法では、議員は市長等が必要と認めるものとして協議会のメンバーに含まれることが想定されます。それに対して規則がありまして、協議会の規則は市議会議員というふうに書いているというふうなのが現在の状況です。協議会の設置規則です。その一方で、平成21年に決めました市附属機関委員への就任辞退ということで、全部読み上げませんが御承知のように、附属機関の委員へは就任を差し控えるという取決めをしております。それとの整合性もありますので、このような依頼文が出ておりますけれども、議会としてどのように対応するのかということを検討していきたいと思っております。なお、御承知のように都市計画審議会等法令等で根拠付いて議員になる場合は例外として認められるということでございます。この空家等対策協議会、特に民福の皆さん3人いますので、僕もこの協議会のことや審査内容についてはよく承知してないんですが。これについて、議員も入るべきかどうかということなんですが。いかがですか。御意見をお伺いしたいと思います。

石田清廉委員 これは市長からの要請があったということなんですかね。となると別に入ってはいけないという理由はないじゃないですか。これがあつたことを承知した上で、市長が是非議員も入ってくれと来ているんだから断る理由がないじゃないですか。入ってもいいじゃないですか。

大井淳一郎委員長 当然、決めるのは私たちですので、依頼は依頼としてもちろん承りますが、どうするかは議会で決めたいと思います。

下瀬俊夫委員 空家等の対策の計画を作らないといけんのよね。当然、総合計画が今後、議会に掲げられるかどうかよく分からんわけですが、これは項目に入っていないよね、たしか。議決事項に入っていないでしょ。だから、もしこれが入るのであれば、当然、議決事項に対応するような話になるわけで、事前に議員が入っていていいのかどうかという問題でもある。

大井淳一郎委員長 将来、議案として上がってくるものについて、議員が入るのはどうかというのは分かるんですが、結構僕ら厳密にして、例えば以前は観光ビジョンとかああいう審議会に入っていたのを全部撤退してもらったこともありますし、人権何とか協議会というのに入っていた人も撤退してもらいましたんで、結構厳しいんですよ。だから、議案として上がってくる、上がってこないにかかわらず、皆引き払ったという経緯がありますんで、今後もそこを厳格にするのか、あるいは議案にならないである程度すみ分けするのかということも考えていかななくてはいけないです。ほかの委員の方にも聞きましょう。

矢田松夫委員 断る理由がないからいいでしょう。

河崎平男副委員長 反対する理由はありません。

尾山信義議長 法で決められている委員会には議員として出席する。この件については、市長も参加をするので議会からも1人いかがでしょうかという要望があったんですけど、これまでの経緯を見るとこれから計画を立てたりと色々な中で、民福の委員さんとかがもし出て入っていったりすると、やはり少し支障があるんじゃないかなという気がしますが、どうでしょうか。私は、前々のこの部分を通したほうがいいんじゃないかなと、就任辞退の部分を通したほうがいいんじゃないかなというふう

には思っていますが。

清水議会事務局次長 すいません。まず、そもそも論として、この平成21年の議運の決定事項を今後も踏襲するのかというところで、踏襲するということであれば、今回の空家の対策協議会がこの中に当てはまるか当てはまらないかということを考えていただきたい。これはもう21年のことなのでそれはそれとして考え方を改めて、新たに要請されたことについては個々決めていくんだということであればそれはそれでも結構なんですけど、まずそこを決めていただかないと、これがあってそれもいいですよという話になると、ちょっと話が合わなくなりますので。その辺り整理をしていただきたいと思っております。

大井淳一郎委員長 まず1点目なんですけど、21年の附属機関への就任辞退についてという議運決定なんですけど、これを撤回するという事はない。これはこれで生きているということでもいいですね。それはちゃんとしましょう。問題は、それがこの空家等対策協議会の委員の推薦が今来ているけれども、当てはまるのかどうかということですね。これについては、議案としては上がってこないけれども、ここに書いてあるように(2)、(3)1人の議員が議会総意かという点と、執行機関と議決機関の分立のためから好ましくないのではないかという趣旨が、この部分に当てはまるのではないかということがあろうかと思いますが。今、議長が言われた意見もありますし、皆さんのほうもあります。

清水議会事務局次長 ここにも書いてありますとおり、1から3までの理由があるので、基本的には附属機関の委員には入りませんと。ただし、法律の定めのあるものを除きということを書いてありますので、基本的には法律の定めがあるものしか入れませんよというのがこの趣旨です。都市計画審議会については、法律に基づく政令で議員が入るべしというのが書いてございますので、今入っております。今回の空家対策協議会のほうについては、空家の特措法のほうに例示として議員が入るというもの

が書いてあります。ですから、法律に定めがないとまでは言えないと。ただし、必ず入るべしというところではないので、後は市長の裁量でこの中から選びなさいということでもあります。それで今回、条例ではないですが規則の中で市議会議員が入るものというところで定められたということですので、法に例示としてあるものを法律に定めのあるものと捉えるか捉えないかというところで考えていけるのかなと思っております。

大井淳一郎委員長 規則は法令ではないので、規則に書いてあるからといって入らなければならないわけではないですよ。そこを確認したいと思います。

下瀬俊夫委員 委員会審査の過程で、確かに特措法の中のいわゆる一つの枠として例示規定はあったんですが、それは別にうちの委員会で決定すべき話ではないんで、もし必要であれば手続的に議長宛てに出すしかないんじゃないかということもあって、こういう格好になったんだと思う。だけど基本的にこの21年の決定事項があるんで、議会としてなぜこれに入らなければならないのか。基本的理由はないと思います。この3項目を見ただけでも基本的にこれに入る必要性はないし。ほかの議員さんが入ってもいいよっていう話になったんで、ちょっと困ったなと思ってる。これまでどおりがいいんじゃないかと思います。

矢田松夫委員 ですから、今回の議論の中で、条例という定めの中に議員が入るといふ条例があったわけだから、「規則」と呼ぶ者あり) ああ、規則か。だから、別に問題ない。ただ、そういうことを言うだけ。

清水議会事務局次長 基本的に附属機関への委員の方は、全て条例で規定される、あるいは条例で委任されるということになりますので、議員は何らかの規定、形があると思っています。ですから、あくまでも法律っていうのは国の定めるものですので、市の条例、規則とはちょっと違うところがございます。だから、市の裁量ではなくて、国が決めたもの

について入らなければならないものについては入るけど、それ以外は入らないというような決定が、この前されたというところであります。

矢田松夫委員 かつて社協の理事に議員選出というのがあったんですけどね。あれ、何でやめたんかいね。この1、2、3に抵触するんかいね。理事。

石田清廉委員 ちょっと事務局へお尋ねします。入ってはいけないという規定ですけども、総務省の意見では必ずしもそうではないと書いてありますよね。入ってはいけないとはうたっていませんよね。

下瀬俊夫委員 結局、国とか県がどうのこうのというんじゃなしに、この議会としてどう対応するかということで、議会の主体的な意思として入らないようにしようというふうに決定したわけ。だから、よそはどうでもいいんです。

石田清廉委員 いわゆる、いろんな審議会があるわけですけども、ケースバイケースで状況によっては、特に今回市長の要請ということで、議員が入ってはいけないという総務省の見解がなかったというふうに、最初21年度のときに条文を読んだら、そのように見立てたような気がします。ここはここよ。

下瀬俊夫委員 審議会の委員の選任というのは基本的に市長要請なんです。全ての審議会は市長から来るわけだから、市長の附属機関だから。市長の附属機関に市長から要請があったから入るかどうかというのは一つあるわけですね。という問題と、もう一つは、どういう資格で出るんかという話です。例えば、この3項のうちの第2項です。一議員がどんな資格で発言するのということでしょう。議会代表しているって、議会の何を代表しているんですか。

石田清廉委員 全ての審議会、そういうことでそうなったわけだから、それは

当然、その問題は引っ掛かりますけれども、今回それが絶対にいけないのかどうかという、少しは考えるべきだと思うんですよ。今後も21年度の決定事項がずっと全てに・・・

大井淳一郎委員長　ちょっと次長が今言おうとしていたことを。

清水議会事務局次長　この附属機関の委員に、議員が絶対入ってはいけないというところは一つもございません。今、下瀬委員が言われたとおり、議会側として入るべきではないというところで決めて、では入るべきではないけれども、法律に規定されておれば、これは入る義務があるので、それは除外しましょうというのが21年ですから、そういうところでございます。

中村議会事務局長　それからこれは参考というかなみにですけど、今、議員が入っておるのは都市計画審議会がございます。この都市計画審議会には、5人の議員さんが委員で入られておられます。だから、議会を代表しての意見というわけではなく、議員という立場で5人の方が入っておられるというそういった状況でございます。その辺りも勘案していただければというふうに思います。

矢田松夫委員　美祢線と小野田線は、もう辞めたんですか。あれが気になるんですが。いつも産建の委員長の名前が。僕は関係ないけど、いつも議案書をもらうとそれに載っているんですよ、協議会。

清水議会事務局次長　今回、議論となっておりますのは、あくまでも附属機関ということで、法律で定める執行部側の諮問機関というところの取扱いですので、それぞれの任意の団体の協議会とか、そういったものについては、当然議員の方も入っておられますので、そこはちょっと一線を画していただいて検討いただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 議運で取決めをして、やはり全会一致で決まらないといけないというのがありますので、意見は両方あると思いますけれども、全会一致で決まらない以上は現状維持じゃないけど、このままいきたいと思います。全会一致で入ろうとなれば変えるけど、全会一致なら以上、(「変わりません」と呼ぶ者あり) 意見も分かれていますので、現状維持ということでこのままいきたいということです。

河崎平男副委員長 この空家等対策協議会の委員の推薦についてですが、これについては、やはり国の最近の状況、日本全体の物についての特措法が出た。ついでには本市にも条例ができということでありまして、この就任辞退については21年の時代であります。今はもう10年もたった中で、本市についても本当喫緊の課題でありますので、市長から要請があればこれはもう変えてもいい、入るべきだと思うんですがいかがですか。

大井淳一郎委員長 それは副委員長の意見としてはいいんですが、全会一致でそうならうとなっていない以上、前には進めないのかなというのが感想です。こういった取決めを改選後どうするかというのは、また改選後に委ねましょう。これをやるかどうか分からないけど。だから、副委員長は副委員長の意見でね。(「しょうがないです。全会一致やったら」と呼ぶ者あり) 現状維持ということだから入らないということを決めたいと思います。(発言する者あり) また、必要に応じて改選後、議運で決めましょう。では、この点についてはせっかくの推薦でございますが、現行どおり入らないということを決めたいと思います。3点目、その他なんですけど、市議会モニターからの意見が出ております。これは先ほどの一般質問の検証事項でありましたように、こういった意見も出て、傾聴に値するものでございます。皆さんのほうでお目を通してもらって、会派内でもしっかりこの辺を周知していただきたいと思います。この意見も含めて、今後も意見が出てくると思いますので、そうした中で必要に応じて議運を開いて、対応について検討していきたいと思います。

矢田松夫委員 次長に聞くんですが、この真ん中に「ただ単に」って書いてあるでしょ。ただ単に数字を頂いて要望を言うだけって書いてある。基本的に、一般質問の質問項目というのは制限がないですよ。例えば、5項目も10項目も出せば、ただ単に要望を言うだけという結果となるような現状があるんだけど、この質問制限というのはないですよ、全国的に。例えば2項目までですよとか。時間の制限はそれぞれ何かで決まっているけど、項目はないですよ。時間内で10項目も5項目も。

清水議会事務局次長 そんなに詳しく調べたわけではございませんが、基本的には時間制限をされているところがございまして、その時間の中でどれだけできるかということは御自分の中で精査されるわけですから、項目、項数で限るといったことはないんじゃないかなと思っております。

下瀬俊夫委員 今後こういう議会モニターからいろんな提言が出てくるわけです。それは、三々五々こういう格好で上がってくるようになるのかどうなのかということと、もう一つ、これ出した人の名前が消されていますよね。議会モニターって基本的に議会が委嘱するわけですから、当然、責任ある立場の人たちが議会側に提言を出すということになる。モニター会議なんかでやって、何か出されるというのと違って、個人の資格で出される場合、秘密にしないとイケないのかね。

大井淳一郎委員長 今回、ちょっと私の判断で名前を伏せさせていただきましたけれども、今後どうするかについては少し預らせてください。確かに言われるとおり、それなりの覚悟を持ってこうやって意見を言われていますので。意見が三々五々というか都度出てきますんで、それは当然、その都度議運の中にはこういう意見があるということは、議運の中か議運の委員の中か、何らかの方向でこういう案件が出ているということは常に発信はしていきます。ただ、それを議運の協議事項として取り上げるかどうかというのは、タイミングは少し裁量、委員長判断に委ねさせていただければと思います。前にも言いましたように、出てきたごとに

やるというわけでは必ずしもないということで、必要に応じて、緊急性のあるものであればすぐにやらなければならないし、長期的なものであればそれはそれでということで、対策についてはまた考えていきたいと思えます。

石田清廉委員 ちよくちよく会派で話が出る。やっぱり、モニターを設置することの目的は、お話がありましたんでそれはそれで説明しているんですが、モニターから出た意見を、じゃあどうするかという対応の仕方。これがうちの会派ではいろいろ意見が出ました。じゃ、モニターから出た意見を議運で一つ一つ、どのような対応をして、どう回答していくのか、その辺りがまだ明確じゃないと。モニター設置することの目的は分かったけれども、対応について明らかではない、不明な点があるという意見がありましたので、今委員長がおっしゃったとおり、もう少し今後どうするか検討していただきたいと思えます。

大井淳一郎委員長 分かりました。（「委員長の専権事項なんですか」と呼ぶ者あり）いやいや、専権というところちょっと問題がありますけれども、まだ意見は一つなんで、その都度出てきたときに、私が一人で勝手に決めるという意味ではなくて皆さんと協議しながら。これは必要があればということで。

下瀬俊夫委員 今後、モニター制度という格好で、制度としての取扱いになるわけで、そうすると例えば、ホームページの中にそういうコーナーを作るかどうか、それも含めて是非検討をお願いしたい。

大井淳一郎委員長 それも検討して、まあ芽室町とかもありますんで、リーディングケースが。

清水議会事務局次長 市議会モニターから出てきた意見等についての対応ですが、これは要綱にも定めておりまして、議会運営委員会が当該意

見について検討し、検討結果を議長に報告するということでもあります。ですから、今のこの意見について、もう少し検討結果を明確にしたい。それから、その検討結果については、必要に応じて提出した市議会モニターに、こういうふうにしましたよというような通知をするとともに、別に定める方法により公表するということでもありますから、先ほどホームページでするのか議会だよりでするのかと、そういうことはまた後ほど検討しなければいけないことだと思いますけども、そういったところでフィードバックを必ずしなければいけないということになっておりますので、その辺りもう少し明確にさせていただけたらと思います。ですから、今出された意見が、委員長が言われたのであれば全議員に周知して、これを肝に銘じてと言ったら大変おかしいかもしれませんが、至極もつともな御意見であるので、これを皆さん方が十分周知した上で今後の一般質問に臨んでほしいというような対応にすることの決定をしていただければ、それなりの報告ができるんじゃないかなと思っております。それか、後はまた会派に持ち帰って皆さんの御意見をお聞きした後、最終的にこれについてはどうするかを決めるということでも可能だと思います。

矢田松夫委員 次長、これは永遠の課題で、今のモニターからの意見というのは。さっき言ったように、ただ単に要望を言うだけって、これずっと付きまとうんじゃない、一般質問する人にとって。一遍この中でやったよね、一般質問とはということで。全然、みんなにも返したんだけど、いまだに直らんよね。だから、永遠の課題。何かやっぱりせんとやね、さっき言った質問項目に制限を付けるとか、何かの手を打たんと同じことの繰り返しだろうと思う。これは難しい問題だ。

大井淳一郎委員長 先ほど、議会基本条例の検証の中で述べましたように、一般質問をどう活性化していくかということについては、それこそ永遠の課題かもしれませんが、取りあえず対応とすればこういう意見が出されたことを議員皆さんに周知し、肝に銘ずるといいう言い方は良くないです

けれども、ちゃんと認識していただくということをまずやります。そして、一般質問をこのような指摘を受けて、改めてどうしていくかということについての手法、単に研修やればいってわけではないのかもしれないので、その手法についてはまた少し考えさせてもらって、皆さんと必要に応じて議論して提示していきたいと思います。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。今日の段階では皆さんに周知して。(発言する者あり) もちろん配布なりメールなりして、そこはちゃんとしていきたいと思います。だから、そのままじゃいけないと思うから、それは対応していきたい。(発言する者あり) しかも、これまで何もしていないわけじゃなくて、議員必携に基づいた一般質問の在り方とか、土山先生に来ていただいて質問力研修していますので、いま一度そちらで学んだことを再確認してほしいぐらいは付して。また、別の手を考えていきたいと思います。また、今後、ほかの件も含めて検討していきましょう。議会基本条例の続きですけれども、検証については後日開きたいと思います。時間の制限もありますので、ちょっと近々となると思いますがよろしくお願ひいたします。調整できたらしましょう。議長の日程もあります。(発言する者あり) 分かりました。できる限り今日ということにしましょう。課題を出してもらって、今日終わらなかったらそれは仕方ないということで、休憩を取ります。40分にしましょう。

午後3時24分休憩

午後3時40分再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。9ページからですね。一遍にとというのはあれだから、9から11、3ページに分けていきましょう。25条まで。

下瀬俊夫委員 実は、以前の問題とも関連するんですが、18条。論点の整理が、執行側の提案説明というか、特に提案者に対して一定の注文をつけ

ているわけです。議案審議、議案提案に当たって幾つか項目を作ってこれを明らかにしなさいということに議論がなっていたかどうか。ここら辺も、基本条例に即した議会及び委員会運営になっていたかどうかという点で大変反省をするわけですが。例えば、前回の6月の議会での補正予算の提案の内容で幾つか議論がされましたよね。ああいうふうな提案の仕方を見ても、果たして本当にこういうふうな内容に即した審議をしたかどうかという点で、非常にね。18条をそのまま読めば、大変水準の高い委員会審査の内容に方向付けられているということを思う。ちょっとそこら辺のことについて、それぞれの委員会での意見があればお願いしたいなと思います。

大井淳一郎委員長 今、意見が出ましたけども、18条、私も1号から6号まで見ると、予算決算委員会では一応事業評価シートという形で不十分ながらこういったことも書かれてはいますけれども、一般の議案審査の中では1号から6号までが漏れなくというのはないです。質問に応じて答えているということが現状だと思います。なかなか、この18条どおりには十分いってない。評価もまだ不十分というとおりでなかなかこの18条の水準には至ってないなと思いますが。これについて、皆さんの御意見はありますか。論点情報の形成に重点を置く委員会運営に取り組んでいくというのが今後の対応なんです。関係資料として、執行のほうからは出されて、それに依って説明することはあります。そのほうが分かりやすい議案も結構ありますので。例えば山陽オートの会計におきましても、以前から求めていた財政計画、今後の償還も含めた計画、三つの債務についての財政計画を出されたところでありまして。病院もあります。患者数のうんぬんとか。これについては、委員会のほうから18条に即した内容となるように、委員長を始めとする委員のほうから出してもらおうよう求めていくのは当然として、前提として執行のほうもこの18条の内容を肝に銘じた議案提案をしてもらうということが必要でしょうね。いかがですか。(発言する者あり) まあ、でも、近づけていく、努力するとはしか言いようがないですよ。

下瀬俊夫委員 議決責任ということをやっていますよね。この議決責任を担保するために以下の項目について提案者に対して明らかにするよう求めるんだと。これは、当然、議会側の責任ではあるんですが、こういう内容に即した提案をすべきだということを執行側にきちんと分かってもらわないといけないというのが一つある。そういうことで、こういう中身について執行側に知らせるというのをまず第一にしないといけないんだけど、具体的にこういうことで議会側から提起したことは余りなかったんじゃないですか。

大井淳一郎委員長 恐らくないと思います。議会基本条例の存在は知っていますけれども、これに応じた議案提案をしてくれということをしたことはないので、そういうこともアプローチはしてかないと、執行側のほうからやりましょうと言わないでしょうからね。これも含めて私たちがやらなきゃいけないこともあるし、執行のほうにやってもらわなきゃいけないこともあるので、後者については議会のほうから積極的にアプローチしていく、その中の一つがこれでしょうね。それをやってくれたら私達も充実した審議もできるし、出された結論に対して市民に説明ができるという流れです。そのように今後やっていきましょう。市民懇談会等々が11ページまでなんです。

下瀬俊夫委員 19条について、議会側からも提起できるようにという話がありましたよね。以前からあったんですが、これをどういう格好でできるようにするか。例えば、自治会懇談会なんかでも言えるんじゃないかなと思う。こういう事例があったかいね、議会側から要請したっていう。

清水議会事務局次長 この市民懇談会については、広報広聴特別委員会の中でもいろいろな議論があります。広報広聴の中では、市民懇談会を議会側から積極的に申し入れていくというような方向性で結論付けられたと理解しておりますので、後は要綱を変更して、こちらから積極的に出向い

ていくような方法にはなろうか。ですから、ここに開催できるようにするか検討するではなくて、申し入れて開催できるようにするというところで、決定事項の変更でよろしいかなと思っております。条文は市民懇談会をすることと、別に定めますということですので要綱変更で対応できます。

大井淳一郎委員長　もちろん、議会が申し入れて、向こうの団体がオッケーしなきゃいけないですからね。そこのお互いの合意形成があるということ是一緒なんですけど、アプローチの仕方が市民サイドからではなく議会サイドからもできるようにすると。さっきの専門的知見ともつながるのかもしれないし、専門的とは限らないけど例えばこういうことを調べたいというときに、それに詳しい団体にアプローチして委員会のほうから行くということはあるでしょう。あと、自治会懇談会という話が出ました。実は、自治会懇談会というのは議会基本条例制定時には想定していなかったということで、果たしてこの自治会懇談会というのを条文に定めるのかということがまず1点と、そもそも自治会懇談会と市民懇談会の区別が付かないんじゃないかということも、視察に来られるところからも質問があります。一応、概念的には特定のテーマについてやるのが市民懇談会で、どちらかといえば地域の課題等が自治会懇談会で、取り扱うべきテーマが違うということがすみ分けはできるんですけども、ただ、なかなかその辺のしゅん別が付かないんじゃないかという意見は前からありました。そこで、自治会懇談会というものを別に条文で定めるよりは、自治会懇談会と市民懇談会を統合させて、10名以上というところをもっと柔軟に考えて、例えば自治会の場合は10名以上集まらない自治会もありますから、1名2名じゃいけんと思いますが、その辺は柔軟に考えた上で、自治会サイドからの要望にも自治会懇談会に当たるものも市民懇談会に含めるということも考えていかないといけないのかなというのがあります。その辺も含めて皆さんいかがですか。自治会懇談会の位置付けも少し検討していけたらと思いますが。

下瀬俊夫委員 この中に含めるわけ。

大井淳一郎委員長 できるかなと思うんですけどね。おおむね10名以上の市民団体というところ、自治会などって書いてあったかな。ちょっと忘れたんだけど、市民懇談会の要綱はどうなっていますか。おおむね10名以上の市民団体、自治会などとか入っていますか。

原川議会事務局書記 市民懇談会の実施要綱では、市内で活動を行う団体及びおおむね10人以上の市民グループということになっております。

大井淳一郎委員長 ですから、自治会が話をしたいということもありますので、そういう場合に対応できるような形、さっきの議会側からアプローチすることも含めて、自治会が必要とする限りで含めるということもできるのかなと思うんですけど。

下瀬俊夫委員 広報広聴ではどういう議論になっているんかいね、この自治会懇談会と市民懇談会は。

大井淳一郎委員長 そこまでは詰めてはなかったと思うんですけど。

清水議会事務局次長 今、委員長が言われたような意見も当然ございました。すみ分けについてなかなか難しいんじゃないかというような意見もございましたが、自治会に特化していこうというような時期がございましたので、議会自治会懇談会というところで要綱を作成して実施したところでもあります。ただ、やはり委員長言われたとおり、すみ分けがなかなか難しいというところであるので、市民懇談会1本にしても何ら支障がないと言ったらおかしいですけど、市民懇談会で自治会へ行くことは十分可能ですから、すみ分けが分かるようにするためには1本にすることも可能だと思います。

下瀬俊夫委員　これまで自治会懇談会というのは別の範ちゅうというふうに思われていたわけだけど、結局、市民懇談会のこの条文で基本的に全て対応できるということにしていこうということですね。

清水議会事務局次長　そうしていただいたほうが、すみ分けがはっきり分かるかなというところですね。要綱の中で、団体として自治会とかということも入れてもいいと思いますので、まるっきりなくしてしまうというよりも、グループの中に自治会という項目を入れれば対応できるのかなと思っております。

大井淳一郎委員長　方向性となれば自治会懇談会と市民懇談会を1本にするということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）あと、要綱の調整等はさせていただきます。（発言する者あり）反対じゃないね。大丈夫ね。要請があつて、議会側から誰を出すかということについては今までどおり調整させていただく、つまり自治会から要請があつた場合に委員会で行くんじゃなくて、誰が行くとか。市民懇談会だと割と委員会で行きやすかったけど、自治会だったら必ずしもそうじゃないでしょう。その場合は、また裁量で決めて行くようになるでしょうね。（発言する者あり）自治会懇談会、一人ずつね。それに近い形になるでしょうね。それでは、市民懇談会については以上とします。それでは10ページ、11ページ辺りで皆さんのほうで検討したいこと。

下瀬俊夫委員　さっき出ている公聴会の問題です、21条。これもイメージがなかなか湧かないというのがあって、どういう場合に公聴会というのを開くのかとか、参考人制度にするんかとか、これは議会として慣れていかんにゃいけないのやないかなと思う。もう一つは22条附属機関です。これについては、来期に向けて一定の道を付けようじゃないかという話になっているんで、これはやはり方向性を具体化して、来期できれば早い時期に議員定数とか議員報酬とかきちんとした議論ができるようにしたほうがいいんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長　まず22条の附属機関については、あり方の中で検討されていて、今までの議論の中で出てきたのは報酬と定数について附属機関を定めて、どういう先進事例があるか分からないのでということで先進事例を学ぶというところで止まっていたと思うんで、今後改選後になると思いますけれども、スムーズに行くように附属機関の必要性や活用場面、もちろん報酬や定数だけが附属機関ではないので、考えられるものということなんですが、あり方の中では特に報酬、定数以外に附属機関の設置の活用場面について何か議論されたわけではないですよ。委員長どうですか。副委員長もおるけど。

矢田松夫委員　今から。現在進行中。（発言する者あり）

大井淳一郎委員長　公聴会なんですけど、事務局とすれば公聴会の活用場面ってどのような見解をお持ちですか。

清水議会事務局次長　公聴会については、自治法に基づくものになりますので、議会の議決とかいろいろ手続が必要かと思っておりますので、はっきり言いまして大変敷居が高い部分があるかと思っております。なかなかそこまで開く案件というのは難しいかなと思っております。先ほどの議論の中でありました市民懇談会が双方からという話になってくれば、それを公聴会の前段として取り扱うことができるかなと。容易に市民の方と意見を参考にする機会も増えてまいりますので、公聴会というよりもそちらのほうをメインでというほうが多くなるのかなと思っております。

下瀬俊夫委員　この間の補正予算の件で少し不十分だったなと思っているのは、例えば、各校区にある保育所を統廃合しようという提案があったよね。これは確かに地元説明会をやっているんだけど、じゃあ実際の地域の人たちの意見を僕らが政策的にどう反映できるかということになると、やはり一定の地域の皆さんとの意見交換も必要じゃなかったんかなと思っ

ている。今になっていろいろ意見が上がってきている。僕らのアンケートにも寄ってきている。だから、もうこれ決定ってなってしまったんで今更という話になるけども、地域の皆さんの気持ちからすればもっと意見を言えるような場があったほうがいいんじゃないかという点で、こういう制度の活用について議会側も習熟せんにゃいけないのかなとつくづく思う。

大井淳一郎委員長 この公聴会自体を実施した事例というのは、うちもないし全国的にもあるのかな。ちょっと僕もそこは分からないんだけど。（発言する者あり）ゼロじゃないやろうね。それも含めてイメージを。でも言われるように、さっきの保育所の市民の意見、方向性は決まっちゃったけども、より良い方向、皆さんのニーズに少しでも応えられるような形で、市民の皆さんの意見を聴く場をどういうステージで、さっき次長が言われたように積極的に市民懇談会とかを設けるということもありますけども、公聴会とすれば必要だけれどもあくまでも最終手段という言い方は良くないですけども、本当に必要なところで使っていくという形の位置付けでしょうね。だから、公聴会は使われていないけれども外すとかではなく残すけれども、少し位置付けとすれば前段階でもっと懇談会的なものを僕らからアプローチするというものを設けていくという方向性が1番いいのかなと思いますけど。ですから、公聴会については私も含めて皆さんの中で公聴会のイメージをしっかり持つとともに、市民懇談会を積極的に活用しながら必要に応じて、最終手段という言い方は良くないですけども、場合によっては公聴会も活用していくという方向性で一致したいと思います。

石田清廉委員 議会の立場で公聴会を開く。公聴会というのはどちらかというと行政のいわゆる議案を出す場合に、地域に対して公聴会を開くとかいう立場。議会で行政テーマを出すということがまずないわけです。それで公聴会を開くって何なんだろう。どういう場合に公聴会開くんだろう。さっきの市民懇談会と全く別でしょう、公聴会と言ったら。

大井淳一郎委員長 制度は別ですよ。

下瀬俊夫委員 例えば、事例からすれば火葬場の問題があったですよ。火葬場は当初、白井さんは宇部に統合したいという意見があって、宇部との関係では約1年ぐらい掛けて担当者同士で議論をしてきた。結局、3か所提案してきたわけです。基本的なスタンスは、宇部に統合するという方向が強かった。これに対して、市民の間から強い意見が出て、やっぱり地元で造るべきだという意見があった。市長は各校区ごとに住民説明会をやっているんです。この中でもかなり強い意見が出されたということもあった。いろんなことが議会側に提案された時点で、市民の意見を聴くという場を作ったって、審議権、議決権の範囲ですから、それは議会として、当然、やったほうが良かったと思います。今回の保育所の問題でも、確かに保育所をなくす地元で説明をやっているんだけど、ほとんど利用者中心だったんです。地元の皆さんの意見をどう反映して予算審査に生かすかという辺りの考えがほとんどなかった。議決した後、地元からいろんな意見が上がってきた。もっと慎重な対応が必要じゃなかったんかという声はかなりある。出合とか津布田とかではそういう声が出ているわけですから。そういう点で議決責任が問われるわけで、これから議会報告会なんかへ出てくると、何で市民の意見も聴かんで議決したんかという声が出たときに、責任もって審議したんですって胸を張れないような状況があると、議会としても責任問題として出てくる話かなと思う。

大井淳一郎委員長 行政がもつ公聴会とは別の形でね、議会が議決権を発動する前提として公聴会を活用する場面というのは、事例はないんだけどもあるのかなと思います。それを基にしっかりした判断をし、議決責任を担保していくということはあるんですよ。制度としては残していくということでもよろしいですか。イメージは皆さん、議会の中全体で持つということ。ただ、公聴会ありきではなくていろんなツールがある

ので、市民懇談会とかも活用しながらそっちのほうも積極的に使っていけばと思います。11ページ。

下瀬俊夫委員 いつも出てくる問題で、いわゆる23条の意見箱です。これ本当に活用されるんだらうかというのがありますが、市長の目安箱というのがあって、これがどの程度活用されているのかも分からんのやけど、市民の意見を広く聴く手段として、例えばフェイスブックなんかにも書き込みできるわけやけど、これ議会に向けての書き込みがあるんですか。

清水議会事務局次長 フェイスブックについては基本的にはございません。書き込みも余り認めていないと言ったらおかしいんですけど、それに対して回答もしませんよというところでやっていますので、もしそういった御要望がある場合については、ホームページ上からの意見を聴取するというので、ホームページ上では何件か上がってきたことはございますので、それは議運にも出しております。ネット上ということであればホームページということだと思っております。

大井淳一郎委員長 行政の目安箱は今も置いていると思いますけど、ゼロではないと思うんですけど。市長への手紙ということで、出されたものについては必ず回答していると白井市長は言われていたし、藤田市長もその辺は踏襲されているとは思いますが、どれだけあるかというのは余り多くないかなという印象ですけど、目安箱については。皆さん結構メールされるかなと思うんですけど。（発言する者あり）結局、是非も含めて書いていますので、場合によっては外すことも考えなきゃいけないかなと思っております。条ずれとか出てくるかなと。削除のまま置くか。

清水議会事務局次長 意見箱ということで具体的なものが書いてありますので、なかなか運用が難しいというところだと思います。前にも議論があったと思うんですけど、市議会モニターも設置しました、そういったことを条例に規定すべきではないかという御意見もございました。そういった

ことも踏まえた上で、個別な事項は条例事項ではなく、ある程度総則的なことを書いていろんな意見を聴くツールを設けましょうというような条文に変えて、後は別途定めるという形で意見箱の設置ということもあるかもしれませんが、あるいはホームページ等の意見聴取もありますし、市議会モニターというものも個別で決めて行くという方法のほうが、基本条例としてはなじむのかなと思っております。

大井淳一郎委員長 意見箱ってぼんつてくるとちょっとどうかなということがあります。ですので、これは改正の候補になると思いますが、単に削除ではなくて、次長が言われた形に持っていくほうがいいかもしれませんね。市議会モニターも出てきましたし。（「昔はツールがなかったんじゃないの、意見箱しか」と呼ぶ者あり）いやいや、電子メールは当時からあったと思うので何とも言えないですが、フェイスブックは当時、採用してなかったですけど。次行きましょう。出前講座も同じことが言えるよね。それも考えていかなきゃいけない。これも出前講座っていう言い方をするとなかなか難しいんだけど、市民からの要望に応じて議会が出掛けていくという形で考えていったほうがいいかもしれません。出前講座自体は実績がないですけど、過去には議員定数は出前講座でも対応できたかもしれませんが、市民懇談会でやっていますので。この出前講座もさっきの意見箱と同じようにちょっと表現を改める方向で考えていきたいと思えます。（「23、25条で・・・」と呼ぶ者あり）方向性は必要なものだと思います。議会報告会は長くなるので、ここに書かれてあるとおりでいいですかね。条例としてはそのままでもいいと思います。それでは、12ページから最後15か。ちょっと1個1個見えますか。12ページはどうですか、26、27。

下瀬俊夫委員 全員協議会が公開になると、ここにも全員協議会が入ってくるわけですか。全協は記録取るんかいね。

大井淳一郎委員長 運用がちょっと。

清水議会事務局次長 正式な会議となりますと、当然、会議録を取って公開の対象になろうかと思imasので、ここは挙げていく必要はあろうかなと思っております。

大井淳一郎委員長 そこはちょっと変わってくると。議会広報の充実ですけれども、FMサンサンきららの活用ということであったんですけど、こういった多様なツールも活用していきたいということで、これはもちろん相手方の意向もありますので。宇部なんかは当時ネット中継がなかったからFMきららを使っていますけど。12ページはよろしいですか。13ページへ行きましょう。議員定数、議員報酬。これらもあり方で方向性を決めてもらいましょう。倫理条例については特別な条例がありますので、よろしいですか。14ページ、政務活動費と議会事務局うんぬん。

下瀬俊夫委員 第32条の件なんですが、いわゆる議会事務局というふうな位置付けがどうなのかという議論が若干出始めているんですが、議会局という一定の予算を伴っているような対応について、今度の江藤先生の議論にも出てくる可能性があるんですが、議員報酬にしる基本的に全部市長にお伺いしないと出てこない。あるいは人事の問題もそうだし。そこら辺で一定の権限を持つ局扱いという対応はどうなのかという意見があるわけです。ここら辺について、議論の対象になるのかどうなのかという点も含めて、少し意見を聞かせていただきたい。

大井淳一郎委員長 議会局、これは大津市議会ですけれども、あそこは二十何人のスタッフをそろえていると聞きます。それとうちが必ずしも一致しないというところもあります。それと、大津市議会の議会局がどこまでの権限があるかは分かりませんが、少なくともうちの議会事務局は、予算については予算要望をし、カメラ等については取ってきました。人事についてはよく分からないところがあるんですが、よく言われるのが議長がある程度人事についてというのはありますけれども、うちがどこま

でその辺があるのか承知しかねますが、事務局のほうで現状について何か答えられるか。

清水議会事務局次長 私どもも勉強不足で、議会局なるものがどういう組織でどういう権限を持っているのか、申し訳ありませんが調査しておりません。あくまでも事務局というのは自治法上に定められておる条例により定めることができるという範囲内で事務局となっております。任用等については、市の職員として採用されておりますが、議会のほうに出向という形になっておりますので、現状においては議長の任命に基づいて職務を遂行しておるといふところであります。

大井淳一郎委員長 はっきりとしたイメージがつかめないんですが、いずれにしてもこの条文どおり事務局の強化というのは必要ですね。白井市長の時代も議会事務局の人数だけはキープしてもらったという経緯はあります。ほかのところは減らしよったですけどね。（発言する者あり）頑張りましょうというか、私がどうこう言える立場じゃないんですけど。32条に議長はって書いてありますので、これまで以上に強化に努めていただきたいと思います。さて、15ページですが。

下瀬俊夫委員 議会図書室です。最後の牙城じゃないですが、今の体制ではなかなか難しいという面があるわけですね。どうしても司書の配置をしなければ難しいと思います。どういう格好で配置するかというのはいろいろあるんですが、問題は議会図書室の位置付け。行政情報をここで一元管理できるような仕組みになるかどうかと。情報公開も含めてそういう取扱いになるかどうかというのが一つの鍵になるということと、もう一つは小野田・厚狭の図書館との連携ですね。当然、司書を置いたら国会図書館とかともかなりつながっていくわけです。議会図書室をもっときちっとした方向に位置付けないと、今のままだったら誰も利用しないし、一般市民も誰も知らない。これは物すごくまずいと思っている。その点で、できれば来期は是非、この議会図書室の在り方をきちんと位置付け

も含めてしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

大井淳一郎委員長 そのほか、議会図書室について皆さんどんな御意見がありますか。現在、3階の1室を設けて市民が図書室で資料を見たいんだと言われたら、たしか求めに応じて開放はしていると思います。

石田清廉委員 この市民が利用できるということになっているんですけど、市民の人がほとんど知らないし場所も知らない。議会図書室という名前が付くとイメージが全然違うんじゃないかと。だから議会図書室でいいのかどうか、その辺もちゃんとしないと市民の人が利用することはまずないというふうに思います。

大井淳一郎委員長 実はマニフェスト研究所も議会図書室というは一つの大きなテーマで、力を入れているところもあります。先進事例を見ながら、一方で大きな議会とうちは全然違いますんで、全く同じにはできないかもしれませんが、必要な限り充実するような形で来期以降の議会を中心に考えていかななくてはいけない問題かもしれません。下瀬委員が言われた中央図書館や厚狭図書館との連携というのも考えていかななくてはいけないのかなと思いますが、今御指摘を受けたこともあり今後の対応にも書いてありますので、議会図書室の条文は残した上で、在り方については今後検討していくということをお願いしたいと思います。

下瀬俊夫委員 自治法上の規定ですから基本的には変えられないと思いますが、問題はその中身をね、県内どこを探してもほとんど扱いは同じです。ほとんど人が寄り付かないし、ほったらかしになっている。先進地にもっと積極的に行くべきだと。東京周辺なんかではきちんとした位置付けでやっている議会図書室、名称はちょっと違うと思いますが、そういうことも含めて積極的に先進事例を学ぶということが必要かなと思います。

大井淳一郎委員長 これも含めて改選後の議会運営委員会、あるいは議会へ引

き継ぐ事項としてのものの一つに議会図書室の在り方ということも引き継いでいきたいと思います。そのほか、34条、35条辺りでどうですか。2年後との検証がちょっと不十分だったんで申し訳ないですけど、2年、3年目に検証を投げ掛けたけど、そこで出された検証をこの1年後の今やっているということで、4年ごとの検証になってしまっているんですが、これを今後の対応に書いてあるように徹底するというので、改選後の検証をやっていくということです。検証ということで、例えば芽室がやっているようなああいう検証をやるということであって、別に改正とは限らないんで、それは皆さん御承知を。議会基本条例に基づいて実施されているかどうかのチェックをしていくということです。改選直後の議会基本条例（の研修）はやっていかななくてはいけないと思っております。特に、次は変わる感じを持っていますんで。全然、新しい人が入ってくるんで、この辺の研修はしていきたいし、どういう形で研修するかというのは改選後に委ねたいと思います。一通り見ましたが、皆さんのほうで何かありますか。

下瀬俊夫委員 すいません、後は事務局のほうで何年間か実際に基本条例をやってみて、いろいろ御意見があるんじゃないかと思うんですけど、ちょっと聞かせていただくと幸いです。

清水議会事務局次長 基本的には提出させていただいております条例の検証結果、今後の方針、対応についてというところは基本的には事務局の意見も結構入れさせていただいて出させていただいておりますので、これ以外に別途というところは今のところございません。

大井淳一郎委員長 よろしいですか。では、基本条例の検証は一通りということで、細かい調整をして、議員全員にもこの辺を議会としての検証としてまとめなければいけないので。

下瀬俊夫委員 この条文をずっと読ませてもらって、改めてこれを作られたと

きのいろんな思いが入っているなと思いました。中身そのものは非常に高い水準の内容になっていると。なかなか僕らの審議、議会活動がそれに追いついていかないという状況があって、努力したつもりであっても、従来型の審議の段階にとどまっていたという感じがします。確かに県下の他の議会に比べてどうなんかという比較になると、議会改革ということで県下の他の議会に遜色のないとか、できなかったことをかなりやってきたという思いがある。だけど、この基本条例に即してどうかと言われると序の口に入った程度かなというふうに思って、そこら辺のことが若干気掛かりではあります。このまま来期の皆さんにつながっていくにゃいけんということだけが思いです。

大井淳一郎委員長 どのメンバーが残るか分かりませんが、どっちにしても議会のメンバーが変わっても、この理念をしっかりと引き継いでいきたいと思えます。

清水議会事務局次長 先ほどの議会基本条例の検証については、修正部分は修正して、議会アドバイザーの江藤先生に送って、5日の日にでも御意見を頂けたら思っております。その他に、江藤先生に聞きたいことがございましたら、事前に提出していただけたら送付して、また5日に話をしてもらえるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大井淳一郎委員長 以上をもちまして、議会運営委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後4時27分 閉会

平成29年(2017年)7月26日

議会運営委員長 大井 淳一郎